

長崎県保育士就職準備金等貸付の手引き

令和6年4月

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

目 次

1	長崎県保育士就職準備金貸付の概要	P1～P3
	(1) 長崎県保育士就職準備金貸付金の目的	
	(2) 貸付対象者	
	(3) 貸付額	
	(4) 貸付申請手続き	
	(5) 連帯保証人	
	(6) 貸付の審査及び決定	
	(7) 貸付契約の解除	
	(8) 返還債務の当然免除	
	(9) 返還	
	(10) 延滞利子	
	(11) 返還猶予	
2	就職準備金申請手続・貸付等の流れ	P4
3	提出書類一覧	P4～P5
4	様式	P6～P16
	様式第 1-3号	保育士就職準備金貸付申請書
	様式第 2号	保育士就職準備金等貸付個人情報取扱い同意書
	様式第 3-3号	保育士就職準備金借用書
	様式第 8-3号	保育士就職準備金返還猶予申請書
	様式第 5-3号	保育士就職準備金返還免除申請書
	様式第 6-3号	保育士就職準備金貸付金返還計画書
	様式第 10号	住所、氏名変更届
	様式第 15号	退職届
	様式第 16号	死亡届
	様式第 17-2号	業務従事届
	様式第 19号	セルフチェックシート

長崎県保育士就職準備金貸付金の概要

1 長崎県保育士就職準備金貸付金の目的

保育士の資格を持っている方の就職(再就職)のための準備に必要な費用の貸付を行い、長崎県の保育人材の確保及び定着を図ることを目的とします。

2 貸付対象者

次の要件を全て満たす者。

- ①保育士登録後1年以上経過していること。
- ②認可保育所等の施設(注1)を離職後1年以上経過していること。
又は認可保育所等の施設での勤務経験がないこと。
- ③県内の保育所等(別表)に新たに保育士として週20時間以上勤務すること。
- ④保育士修学資金貸付の「就職準備金」の貸付を受けていないこと。

(注1)認可保育所等の施設

- ・認可保育所及び幼保連携型認定こども園
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・幼稚園

3 貸付額

20万円以内(1回限り)

4 貸付申請手続き

就職準備金の貸付を希望する者は、保育士就職準備金貸付申請書(様式第1-3号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、勤務開始後3か月以内に、長崎県保育協会(〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階)へ提出してください。

- ① 貸付申請書(様式第1-3号)
- ② 個人情報取扱い同意書(様式第2号)
- ③ 借用書(様式第3-3号)
- ④ 振込口座通帳の写し(表紙裏の写し)
- ⑤ 雇用契約書の写し
- ⑥ 申請者の住民票(世帯の全員、続柄を含む、個人番号は含めない。)
- ⑦ 連帯保証人の住民票(世帯の全員、続柄を含む、個人番号は含めない。)
※申請者と同一の住民票に記載されている場合は、省略可能です。
- ⑧ 保育士証の写し
- ⑨ 申請書セルフチェックシート(様式第19号)

5 連帯保証人

一定の収入のある連帯保証人が1名必要となります。

6 貸付の審査及び送金

県社協は貸付申請を受理、審査し、貸付けの可否を決定します。承認の場合、決定と同時に送金を行い、「資金交付通知書」を送付します。

※送金額は、収入印紙額(借入額10万円以下200円、10万円超400円)を差引いた金額です。

7 貸付契約の解除

次の場合、契約の解除となります。

- ① 長崎県内において保育所等で児童の保育等に従事する意思がなくなったとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

8 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付けを受けた就職準備金等の返還の債務を免除します。

- ① 貸付けを受けた者が別表に掲げる保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき。
※ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。
※ 人事異動により、県外において従事した場合は、従事期間に算入します。
※ 転職等で、別表に掲げる保育所等において従事した場合も、従事期間に算入します。
- ② 上記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。

9 返還

次の場合、1年以内に一括で返還いただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 長崎県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 長崎県内において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

10 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき最終月までに返還しなかったときは、返還すべき最終月の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

11 返還猶予

貸付けを受けた者が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事情が継続している間、返還を猶予することができます。返還金の支払猶予を申請しようとする者は、返還猶予申請書(様式第8-3号)に係る書類を添えて、県社協へ提出して下さい。なお、返還猶予できるのは、返還計画書等により返還期限が到来していないものに限りです。

- ① 長崎県内において別表に掲げる保育所等において児童の保育等に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

別表 貸付金の返還免除に係る施設・対象事業等(例示)

長崎県内の施設・対象事業等

ア 児童福祉法7条

保育所

イ 学校教育法

- ・幼稚園(預かり保育を常時(週5日以上)実施している場合)
- ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第2条第6項

- ・認定こども園

エ 児童福祉法第6条の3第9項～第12項の事業

児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村がおこなうもの及び、同条2項の規定による認可を受けたもの

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

オ 児童福祉法第6条の3第13項

- ・病児保育事業(児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの)

カ 児童福祉法第6条の3第7項

- ・一時預かり事業(同法34条の12第1項の規定による届出をおこなったもの)

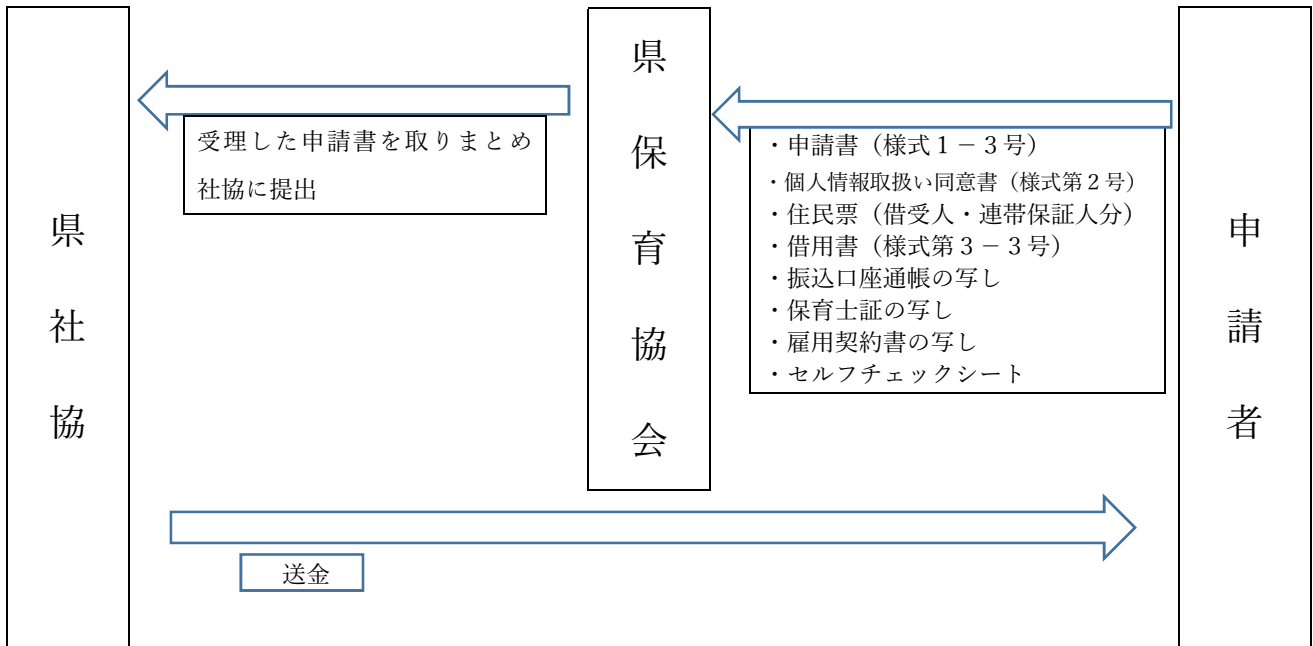
キ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号

- ・離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設

ケ 企業主導型保育事業

【就職準備金貸付申請・貸付等の流れ】



提出書類一覧

就職準備金等の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。これらの届出等は、返還の免除や猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがあります。事実の発生した日から30日以内に必ず届出を行うようにしてください。

なお、ここに例示のないケースについては、個別にお問い合わせください。

	事由	提出書類名	添付書類	備考
1	氏名・住所等が変わったとき	住所、氏名変更届(様式第10号)	新住民票、 その他事項 の証明書	連帯保証人の変更も届出が必要です。
2	県内の保育所等に転職したとき	退職届(様式第15号)		
		業務従事届(様式第17-2号)		
3	県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき ※上記2に当たる転職をしないとき	退職届(様式第15号)		
		返還計画書(様式第6-3号)		分割返還の場合
4	災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により、業務の継続従事が困難になったとき	返還猶予申請書(様式第8-3号)	罹患証明、 医師の診断書等の写し	

5	業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき	返還免除申請書(様式第 5-3 号)	医師の診断書、身体障害者手帳の写しなど	
6	業務上の理由により死亡したとき	返還免除申請書(様式第 5-3 号)		
		死亡届(様式第 16 号)	死亡診断書の写し又は戸籍抄本等	
7	死亡したとき	死亡届(様式第 16 号)	死亡診断書の写し又は戸籍抄本等	連帯保証人の死亡の場合も届出が必要です。

県社協 使用欄	一次	二次	入力	貸付番号
				HD

様式1-3

令和 年 月 日

長崎県保育士就職準備金貸付申請書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

標記の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、私は、貸付を受けた後2年間 長崎県保育士就職準備金等貸付規程第5条に定める保育所等において、児童の保育等に週 20 時間以上従事します。また、以下の要件をいずれも満たしています。

- ・保育士登録後 1 年以上経過している。
- ・幼稚園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に勤務していたが離職して1年以上経過している。又は勤務経験がない。
- ・県内の別表に掲げる保育所等に新たに雇い入れられた。

本人 自署	ふりがな		昭和・平成		保育士登録年月日
	氏名		年 月 日生 (歳)	年 月 日	※資格証の写しを添付
自署	住所	〒 -			
	連絡先	自宅電話() 携帯電話()			
利用 計画 等	借入 希望額	金 円		※ 下記借入目的で必要とする範囲で、 200,000 円以内、千円単位	
	借入目的(該当する欄に☑を入れてください。)				
<input type="checkbox"/> 保育用等被服費 <input type="checkbox"/> 仲介手数料 <input type="checkbox"/> 自転車等購入費 <input type="checkbox"/> 復帰のための研修費 <input type="checkbox"/> 敷金・礼金 <input type="checkbox"/> その他 ()					
勤務 先	名称				
	所在地	〒 -	勤務開始日	年 月 日	
	職種・従事する業務		週の勤務時間	時間 分	
連帯 保証 人 自署	ふりがな			年 月 日生(歳)	
	氏名			本人との関係	
	住所	〒 -			
	連絡先	自宅電話() 携帯電話()			

【勤務先記載欄】

勤務先について、上記のとおり相違ないことを証明します。 ※ 雇用契約の写しを添付してください。

年 月 日

勤務先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

⑨

保育士就職準備金等貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的
社会福祉法人長崎県社会福祉協議会保育士就職準備金等貸付事業(以下、「本事業」という)の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。
2. 個人情報の取得について
社会福祉法人長崎県社会福祉協議会(以下、「本会」という)は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。
3. 個人情報の利用について
本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設、事業所、福祉関係機関、その他行政機関等外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。
4. 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について
本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、及び上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。
 - ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
 - ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合。
 - ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
5. 個人情報の管理について
本事業に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないよう努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄又は削除します。
6. 個人情報の本人への開示について
本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をしたうえで、申し出をした本人の個人情報について、開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

保育士就職準備金等貸付における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

保育士就職準備金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 貸付申請者
(本人自筆)

令和 年 月 日 連帯保証人
(本人自筆)

※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名してください。

借入日 令和 年 月 日

※借入日は記載しないで下さい。長崎県社協で補記します。

長崎県保育士就職準備金借用書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

私は、次のとおり本資金の貸付けを受けるに当たり、その貸付金を下記口座へ振り込むことをお願いします。また、貴会の本貸付規程の規定を遵守することを誓約します。

なお、本貸付規程に定める事項を履行できなくなったときは規定に従い返還します。

また、下記要件により返還金の支払猶予を受けますが、当該事情に該当しなくなった場合には、下記猶予期間内にかかわらず返還します。

借用総額	金 円	(上限 200,000 円で千円単位) ※様式第1—3号申請書記載の借入希望金額と同一 ※金額の訂正は不可。修正が必要な場合は、再作成して下さい。
返還猶予期間	就労した日から2年経過応当日まで	
返還猶予要件	長崎県内の保育所等において児童の保育等に継続的に従事していること	

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義
		普通預金		

借用金の振込については、収入印紙相当額を差引いた金額の振込をお願いします。

借受人 (自署)	住所	
	氏名	(印)

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	(印)

保育士就職準備金返還猶予申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		氏名	
住 所 等	〒 _____		
	携帯電話	()	自宅電話 ()
業務従事先名			

借入日	平成・令和 年 月 日	借用総額	円
借入時の返還猶予期間	就職日から2年経過応当日まで		
借入時の返還猶予要件	長崎県内の保育所等において児童の保育等に継続的に従事していること		
今回一時的に下記やむをえない事由により返還猶予を申請する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
申請理由 (一時的なやむをえない事由)	(具体的に記入して下さい)		
備 考			

注) 申請理由により次の書類を添付してください。

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

上記のとおり長崎県保育士就職準備金返還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなりかつ借入時の返還猶予要件にも復帰できなかった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します。

令和 年 月 日 貸付申請者
(本人自筆)

保育士就職準備金返還免除申請書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		氏名	
住所等	〒 _____		電話番号

私は、次のとおり、保育士就職準備金貸付の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	保育士就職準備金貸付	
交付済額	円	
免除を受けようとする額	円	
発生した事実の概要 (番号に○)	1. 県内の保育所等において2年間児童の保育等に従事した。 2. 業務上の事由により死亡した。 3. 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。 4. その他 ()	
業務従事先の名称		
在 職 期 間		左記のうち休職又は停職等の期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

備考 次の書類を添付すること。

- 1の場合 業務従事届(様式17-2号)
- 2の場合 死亡診断書及び死亡届(様式第16号)。
- 3の場合 医師の診断書、障害手帳など
- 4の場合 その事実を客観的に証明する資料

令和 年 月 日 貸付申請者
(本人自筆)

様式第6-3号

貸付番号	
------	--

保育士就職準備金貸付金返還計画書

令和 年 月 日

住 所 等	〒 _____		
	携帯電話 ()	自宅電話 ()	
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生

長崎県社会福祉協議会 会長 様

下記により保育士就職準備金を返還します。

貸付金の種別	就職準備金貸付
貸付決定日	令和 年 月 日
返還すべき額	円
返還方法及び額	1回払 ・ 月賦 円 (最終月 円)
返還完了年月	令和 年 月 日
1回払による納期限	令和 年 月 25 日
返 還 理 由	

※ 返還方法については、原則一回払いになります。分割返還を希望される場合は、事前に県社協までご相談ください。

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

[連帯保証人]

住所等 〒 _____

携帯電話 ()

自宅電話 ()

氏 名

様式第15号

貸付番号	
------	--

退 職 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒 _____

氏 名

電 話(_____) _____

下記のとおり、退職しましたので、届出します。

最終 従事 先 ・ 勤務 状況	法人名		
	施設・事業所名		
	住 所 等	〒 _____ 電話 (_____)	
	雇用形態	1週間の勤務時間が20時間	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
	採用年月日	平成・令和 年 月 日	
	退職年月日	令和 年 月 日	
	就労中の休職の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容・期間は備考に記入)	
退職理由			
備考			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称
業務従事先の長の職及び氏名



様式第16号

貸付番号	
------	--

死 亡 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会 会長 様

遺族又は連帯保証人 住 所

氏 名

電 話 () -

下記のとおり、お届けします。

借受者	住 所	
	氏 名	
死亡年月日	令和 年 月 日	
死亡原因		
業 務 従事先	所在地	
	名 称	

備 考 死亡診断書等、証明書を添付してください。

業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

【借受人欄】

貸付番号		氏名		生年 月日	昭和・平成	年	月	日
住所等	〒 _____							
	携帯電話	()		自宅電話	()			

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

施設名		(連絡担当者名)
従事先住所等	〒 _____	電話 ()
雇用形態	1週間の勤務時間が20時間	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
採用年月日	令和 年 月 日	
採用後の休職状況 その他備考	※休職がある場合は、その内容と期間(予定)を記入下さい。	

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 年 月 日 氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名



(申請書セルフチェックシート)
長崎県保育士就職準備金貸付
 記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

区分	確認項目	チェック欄
申請書類	就職日は令和6年4月1日以降ですか。	<input type="checkbox"/>
	「貸付申請書」に申請者及び連帯保証人本人の記名はありますか。	<input type="checkbox"/>
	「貸付申請書」の勤務先証明欄に施設の長の記名押印はありますか。	<input type="checkbox"/>
	「個人情報取扱い同意書」は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
	「借用書」に申請者と連帯保証人の記名押印はありますか。	<input type="checkbox"/>
	振込口座通帳の写しは添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
	雇用契約書の写しは添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
	申請者および連帯保証人の住民票は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
	申請者の保育士証の写しは添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
貸付金額	貸付希望額は200,000円以内となっていますか。	<input type="checkbox"/>

【問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

福祉人材センター 保育士資金貸付担当 宛て

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F

TEL 095-846-8656

- ※ 貸付番号は、今後照会等で必要になります。
貸付決定通知書から転記しておいて下さい。

申請者名	
貸付番号	